

総合型地域スポーツクラブの皆さんには、新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力をいただきありがとうございます。

センターだより第2号・3号に引き続き、新型コロナウイルス感染症に関連した支援制度を追加でご案内します。

「新しい生活様式」 実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

●感染防止の3つの基本 ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

人との間隔は、できるだけ2m（最低1m） 空ける

遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ

会話をする際は、可能な限り真正面を避ける

外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用

家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる

手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする

●移動に関する感染対策

感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える

帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に

発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする

地域の感染状況に注意する

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気

身体的距離の確保 「3密」の回避（密集、密接、密閉）

毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

●買い物

通販も利用 1人または少人数ですいた時間に 電子決済の利用

計画をたてて素早く済ます サンプルなど展示品への接触は控えめに

レジに並ぶときは、前後にスペース

● 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

● 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに 混んでいる時間帯は避けて 徒歩や自転車利用も併用する

● 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

● 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて 発熱は風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと 会議はオンライン 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議資料より抜粋

人との接触を8割減らす、
10のポイント

- (1) ビデオ通話でオンライン帰省
- (2) スーパーは1人または少人数ですいている時間に
- (3) ジョギングは少人数で 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- (4) 待てる買い物は通販で
- (5) 飲み会はオンラインで
- (6) 定期受診は間隔を調整 診察は遠隔診察
- (7) 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- (8) 飲食は持ち帰り、宅配も
- (9) 仕事は在宅勤務 通勤は医療・インフラ・物流など社会機能維持のために
- (10) 会話はマスクをつけて

■三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（感染防止対策型）

新型コロナウイルス感染症の発生により経営の安定に支障が生じている県内の中小企業・小規模企業が、感染リスクを抱えながら事業継続するために実施する感染防止対策（マスク・消毒液の購入など）を支援するため、「三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（感染防止対策型）」の募集を次のとおり実施します。

対象者	次の①～③をすべて満たすもの ①三重県内に主たる事業所を有する中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）であること ②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月の売上が前年同月比で15%以上減少している事業者であること ③社会生活を維持する上で必要な施設を管理しており、一定の時間、直接の接触を伴う接客サービスを行うため、特に感染防止対策を必要とする事業者であること ※同時に募集している、三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（三重県版経営向上計画連携型）とあわせて申請することはできません
対象事業	新型コロナウイルス感染防止対策として行う衛生用品の購入や設備導入、研修等に必要経費への補助 〈取組の具体例〉 衛生用品：アルコールなどの消毒液、ティッシュ手袋、マスク、フェイスシールド、ガウン等 設備：自動型手指消毒機、器具用消毒機器、スクリーン、パーテーションの設置等 研修等：感染症防止対策のための従業員教育（教材購入、講師依頼、セミナー受講等）
補助額	①補助額 上限10万円（下限5万円）
補助率	②補助率 10/10 ※最終的な補助額は、予算の範囲内での決定になります。応募者多数の場合、補助対象経費に対して規定の補助率を下回る補助額となる可能性がございますので、ご承知おきください
募集期限	令和2年5月29日（金）消印有効
応募方法	交付申請書を作成のうえ、添付書類とともに郵送にて下記応募先まで提出してください。交付申請書等の様式は、下記よりダウンロードしてください。 また、返信用封筒（角型2号サイズ）に切手（140円）を貼付のうえ、下記応募先まで郵送いただければ、必要書類一式を返送いたします。 http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000889588.doc
申請書提出先	〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県医療保健部 感染防止対策型補助金申請受付係
問合せ先	三重県医療保健部 感染防止対策型補助金コールセンター 開設期間：令和2年5月11日（月）～5月29日（金） 受付時間：9時00分～17時00分 電話番号：059-224-2646
その他	①当該事業の詳細は、交付要領及び募集案内を必ずご確認ください。 ②補助事業は、令和2年4月1日から9月30日の間に事業を実施し、支払を行った経費を対象とします。 ③補助金の支払いについては、事業実施後の精算払とします。

助成事業の お知らせ

2020 年度助成金

実施団体	公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団
交付対象	1. 青少年スポーツの振興に関する事業を積極的に行い、奨励しまたは自ら行い、かつその活動を3年以上継続して実施している団体とします。 2. 団体とは次のとおりです。 ①スポーツ振興を主たる目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人または一般財団法人 ②上記以外の団体であって以下の要件を備える団体（特定非営利活動法人等） ア. 定款、寄附行為に類する規約等を有すること イ. 団体の意志を決定し執行する組織が確立していること ウ. 自ら経理し監査する等会計組織を有していること エ. 団体活動の本拠としての事務所を有していること
交付金額	指定の期間に予定する一つの事業予算の2分の1（上限100万円）以内とします。但し、同一事業の場合は前後期で分けて申請をされても、年間で上限100万円とします。
申請方法	「青少年スポーツ振興に関する助成金交付申請書」に必要事項を記入し、対象団体であることを証明する書類を添付して、公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団事務局に郵送で申請してください。 申請書（PDF） http://www.yonexsports-f.or.jp/pdf/joseikin_2019_10a.pdf 申請書（Word） http://www.yonexsports-f.or.jp/pdf/joseikin_2019_10a.doc
申請期限	2020年6月20日（土）（当日消印有効）
申し込み 問い合わせ	公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団 事務局 〒113-8543 東京都文京区湯島3-23-13 ヨネックス株式会社内 TEL：03-3839-7195（平日9時～17時 土日祝日休み） E-mail： zaidan@yonex.co.jp

[ヨネックススポーツ振興財団 2020 年度助成金](#)

検索

《スポーツくじ (toto・BIG) について》

スポーツくじ (toto・BIG) は、子どもからお年寄りまで誰もが身近にスポーツに親しめる環境整備や、国際競技力向上のための環境整備など、新たなスポーツ振興政策を実施するため、その財源確保の手段として導入されたものです。

みえ広域スポーツセンターは、toto 助成によりクラブアドバイザーを派遣し、総合型クラブの創設から自立・活動までを支援しています。



【発行】 みえ広域スポーツセンター

三重県地域連携部 国体・全国障害者スポーツ大会局 スポーツ推進課内
〒514-8570 津市広明町13番地(本庁2階)
TEL:059-224-2986 FAX:059-224-3022
E-mail:m-kouiki@pref.mie.lg.jp
WEB:<http://www.pref.mie.lg.jp/D1SPORTS/73545045197.htm>
Facebook:<https://www.facebook.com/mie.kouiki.sc/>



QRコードはこちら↓

